

議案第 4 1 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月三宅町条例第 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 3 日提出
三 宅 町 長 森 田 浩 司

職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業に関する条例（平成４年３月三宅町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第４条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、平成２９年１０月１日から施行する。

職員の育児休業法に関する条例（平成４年３月三宅町条例第４号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
第３条 育児休業法第２条第１項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （１）略 （２）略 （３）略 （４）略 （５）略 （６）配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</u>	第３条 育児休業法第２条第１項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （１）略 （２）略 （３）略 （４）略 （５）略 （６）配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと_____ _____ _____ _____ _____ __、その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

改正後	改正前
(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情) 第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。	(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情) 第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと_____ _____その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。